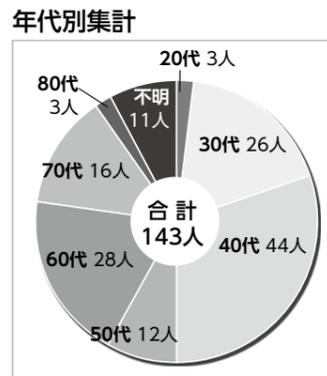


**町長への提言をお寄せください**  
～あなたの意見・アイデアが住みよいまちづくりにつながります～

問合せ 秘書広報課  
広報広聴担当 内線286

町では、皆さんのご提案・ご意見を、町の業務改善や政策に活かすため、「町長への手紙」「町長へのメール」「町長へのFAX」を実施しています。  
平成30年度に寄せられた提言は151件です。皆さんより頂いたご意見の集計結果は以下のとおりです。



内容別集計

内容分類	件数	内容分類	件数
町政方針	12	産業・観光	4
環境	15	道路・都市計画・水道	13
交通安全	10	学校教育	17
防災・防犯	15	生涯学習	5
福祉	13	職員関係	14
保健・健康	2	その他	31
		<b>合計</b>	<b>151</b>



▼町長へのご提言・ご意見はこちらまで  
杉戸町をより良くするための、建設的なご意見をお寄せください。

**【町長への手紙】**  
「町長への手紙」の便箋と封筒、投函箱が役場や各公民館に備えています。ご記入のうえ、各施設の投函箱にご提出ください。

**【町長へのメール】**  
町ホームページの専用フォームから送信ください。  
町ホームページ専用フォーム▶

**【町長へのFAX】**  
送信用紙に、住所・氏名・年齢・電話番号・FAX番号を記入のうえ、送信ください。 FAX番号 (33) 4550

**ご提出の際の注意事項**

- 住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。連絡先が未記入の場合、お寄せいただいた貴重な意見に対して回答することができません。
- ご質問などに対する回答は、内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 町の施設・窓口のご案内、各種手続きや業務に関するお問い合わせなどは、直接担当課へご連絡ください。

皆さんからお寄せいただいた手紙やメールの中から、ご提案いただいた内容を共有し、よりよいまちづくりに役立てるため、町ホームページ（右QRコード）に掲載しております。  
なお、個人名など個人情報に関する部分は掲載いたしません。

**埼玉東部消防組合消防職員募集**  
(令和2年4月1日採用)

問合せ 埼玉東部消防組合消防局 総務課職員担当  
☎ (21) 2711

埼玉東部消防組合（組合構成市町：久喜市・加須市・幸手市・白岡市・杉戸町・宮代町）では、令和2年4月1日採用予定の消防職員採用試験を実施します。

**採用試験** 消防吏員（上級・中級・下級）※採用予定人数は、受験案内に掲載します。

**受験資格** 上級：平成5年4月2日から平成10年4月1日生ままで  
中級：平成7年4月2日から平成12年4月1日生ままで  
初級：平成9年4月2日から平成14年4月1日生ままで  
※詳細な資格要件は受験案内に掲載します。

**受験案内・申込書** ①消防局総務課及び各署所で配布  
②消防局ホームページからダウンロード

**申込期間** 7月12日(金)から8月8日(木)まで

**申込方法** 受験案内に掲載します。

**試験日** 第一次試験：9月22日(日) 第二次試験：第一次試験の合格者に通知します。

**試験会場** 平成国際大学



消防局ホームページ▶

～家族みんなで選挙に行こう！～

**参議院議員通常選挙**

**投票日** 7月21日(日) (予定) 7時～20時  
**告示日** 7月4日(木)

任期満了にともなう参議院議員通常選挙が行われます。  
皆さんの貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票しましょう。

問合せ 杉戸町選挙管理委員会 ☎33-1111 (代表)

※選挙期日について  
参議院の選挙期日が7月21日(日)、公示日7月4日(木)となった場合のお知らせです。変更が生じた場合は、町ホームページなどで改めてお知らせいたします。

**投票できる方**

年齢要件 平成13年7月22日までに生まれた日本国民である方  
住所要件 平成31年4月3日までに転入の届出をし、引き続き3か月以上、杉戸町の住民基本台帳に登録されている方  
※平成31年4月3日までに他の市区町村へ転出された方は、原則として新住所での投票所で投票することになります。

登録基準日及び登録日 7月3日(水)

**投票所入場券について**

投票所入場券は、世帯ごとに「はがき」で郵送します。1枚の「はがき」に世帯4名までの入場券となつていきます。ご自分の入場券を切り取って、投票所へご持参ください。もし、届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

**選挙公報**

選挙公報は、投票日の前々日までに新聞(朝刊)に折り込みます。なお、次の施設にも配置しますのでご利用ください。

杉戸町役場、すぎとピア、深輪産業団地地区センター、高野農村センター、杉戸西隣公園管理事務所、倉松公園管理事務所、上下水道課、生涯学習センター、中央公民館、東公民館、西公民館、南公民館、泉公民館、エコ・スポいずみ、杉戸県土整備事務所、杉戸郵便局、シルバー人材センター、アグリパークゆめすぎと、保健センター

**投票日に投票できない方のための制度**

**期日前投票**

選挙の当日、仕事や病気・出産などの理由により投票所で投票できない方は、投票日の前に投票することができず(期日前投票所で宣誓書兼投票用紙請求書の記入が必要となります)。

※宣誓書兼投票用紙請求書は、事前に町ホームページからダウンロードすることもできます。

期間 7月5日(金)～7月20日(土)  
時間 8時30分～20時  
場所 役場文書保存庫第1会議室  
持参するもの 投票所入場券

**不在者投票**

①指定施設での不在者投票  
投票ができる施設として指定された病院・老人ホームなどに入院または

は入所されている方は、その施設で投票することができます(施設の総務または庶務にお尋ねください)。

②他市町村の選挙管理委員会での不在者投票  
長期出張や一時帰宅などで遠方へ滞在中の場合、杉戸町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会投票することになります(郵便を利用しますので、お早めにお問合せください)。

**③郵便による不在者投票**

身体に重度の障がいのある方は、郵便等を利用して自宅で投票することができます。この場合、事前に郵便投票証明書の交付手続きが必要となりますので、お早めに選挙管理委員会へお問合せください。

**代理記載制度**

指先や腕の疾病などにより、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない方は、投票所で係員に申し出ることで、投票補助者が本人に代わって代筆投票することができます。

**点字投票**

視覚に障がいのある方は、投票所で係員に申し出ることにより、点字で投票することができます。

**投票所一覧**

期日前投票を除き、投票所入場券に記載の投票所で投票をお願いします。

投票所	場所
期日前	杉戸町役場 文書保存庫
第1	高野台小学校 体育館
第2	西公民館
第3	高野農村センター
第4	大栗団地集会所
第5	中央公民館
第6	杉戸中学校 体育館
第7	杉戸町役場 本庁舎
第8	杉戸小学校 体育館
第9	杉戸第二小学校 体育館
第10	広島中学校 多目的室
第11	佐左工門集会所
第12	田宮農村センター(東公民館)
第13	元東小学校
第14	提郷農村センター(南公民館)
第15	エコ・スポいずみ
第16	泉小学校 体育館
第17	深輪産業団地地区センター

